

## ごみステーション設置に関する協議報告書(共同住宅)

遠賀町長 殿

## 【報告者】

会社名

住所

氏名

印

電話

ごみステーション設置等に関して以下とおりの説明し、協議・確認しましたので報告します。

## 【区長記入】説明があった項目及び決定事項の□に、チェックしてください。

## 1. 新規ごみステーション設置に関する説明について

- 開発地及び開発により増加する共同住宅について。（地図や図面での説明）  
 開発地内に専用のごみステーションを新規に設置するよう町から指導がされていること。

## 2. 新規ごみステーション設置後の管理等に関する説明

- 新規ごみステーションの管理はその共同住宅の管理会社が行うこと。  
 新規ごみステーションの収集開始については、開発業者が町に「ごみステーション設置等要望書」を提出すること。  
 入居者に対してごみの出し方等の説明を管理会社が行うこと。

## 3. 協議結果について

上記説明を受け協議した結果以下のとおりとなりました。

- 専用の新規ごみステーションを開発地内に設置し、居住後のごみステーションの管理については、管理会社が行うことを確認しました。  
 新規ごみステーションを開発地内に設置しますが、協議の結果、区で管理をすることになりました。  
 協議の結果、新規ごみステーションは設置しません。

新規設置しない理由

- お互い納得のいく結論とならなかったため、合意に至りませんでした。

上記のとおり説明を受け、協議した結果に相違ありません。

説明日 令和 年 月 日

行政区名

氏名

印

本人自署の場合押印省略可

電話番号

## ごみステーションの設置に関する協議について（共同住宅開発）

ごみステーションの設置に関する協議は、「遠賀町開発行為指導要綱」により、住民課環境衛生係から開発業者に対して指導しているものです。開発行為に伴い、その近隣ではごみステーションの増設等が必要となることが容易に予想できることから、当係でも開発地内へのごみステーションの設置を指導していますが、その地区の内情に詳しい区長にも開発業者と協議していただき、今後の地区運営に支障が無いよう、お願いするものです。

### 区長と開発業者で協議していただく理由（共同住宅開発）

- ・実際に利用するのは、その共同住宅のお住民だけであることが通常であるため。
- ・区長が近隣の状況や利便性について理解度が高いため。
- ・既存のごみステーションの状態について、情報量が多いため。
- ・開発終了後、ごみステーションに関する問題等が起きた場合には、原則として管理会社が対応するが、苦情等が区長に来る可能性があるため。